

## 『割引サービス個別規約』

本規約は、株式会社NTTドコモ(以下、当社という)が定める、「ぶらら法人標準規約」(以下「標準規約」という)における個別規約(以下「本個別規約」という)として発効します。

### 第1条(適用)

1. 本個別規約は、当社が会員に提供する各種サービスの組合せによる割引サービス(以下「割引サービス」という)の提供条件を定めるものです。
2. 当社は次の各号に該当する場合は、会員へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本利用規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。
  - (1)本利用規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき
  - (2)本利用規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

### 第2条(「割引サービス」)

1. 以下に定義する「割引サービス」は、標準規約第2条により入会契約が成立した会員が当社が指定する利用条件を満たし、かつ当社が別途指定する手続に従って申し込み、当社がこれに承諾を行い、手続きを完了した時から利用できるものとします。
2. 割引サービスは、以下に定める種類のサービス(以下「サービスプラン」という)を提供するものとします。各サービスプランの詳細な提供条件は、当社が運営するWeb ページその他の媒体で通知するものとし、その対応時期についても同様とします。

サービスプラン	内容	提供条件等		
超特プラン	超特プラン・I	右記の各接続サービスに限定した、インターネット接続のための複数のユーザIDの一括契約によるボリュームディスカウント	会員がNTT東日本・西日本の提供する「フレッツ・ISDN」を契約の場合	・当社がサービスプラン毎に定める最低契約ユーザID 数を超えるユーザID 数の申込が一括でなされることが条件 ・最低契約ユーザID 数は標準規約第7条に定める方法で通知されるものとします。 ・各ユーザID の最低利用期間を1 ヶ月とします。 ・同一サービスプランに限り随時、ユーザID 数の追加・削減ができます
	超特プラン・A			
	超特プラン・B ファミリータイプ		会員がNTT東日本・西日本の提供する「Bフレッツファミリータイプ」を契約の場合	
	超特プラン・B ベーシックタイプ			
ぶららオフィスパック	ぶららオフィスパック オフィス5	当社が別に定める「接続サービス」「ビジネスホームページサービス」「独自ドメイン登録管理サービス」のサービスをまとめて提供	Webホスティング容量が 5MBまで	
	ぶららオフィスパック オフィス10		Webホスティング容量が 10MBまで	
	ぶららオフィスパック オフィス50		Webホスティング容量が 50MBまで	
ビジネスパック	当社が別に定める「接続サービス」、「ビジネスサーバ」又は、「独自ドメイン登録管理サービス」のサービスをまとめて提供	以下のサービスをお申込いただいていること ・接続サービス ・「ビジネスサーバ」又は「アカデミックサーバ」「ビジネスサーバ」プラン ・独自ドメイン登録管理サービス		

### 第3条(条件)

1. 「割引サービス」の契約期間については、標準規約第7条に定める方法で通知されるものとします。
2. 当社は善良なる管理者の注意義務をもって接続サービスを提供いたしますが、データのサーバへの転送速度またはインターネット・Web ページのコンピュータ端末での表示速度等、当社の提供するサービスが会員の希望する水準を満たしていない場合においても、当社は会員に対して責任を負わないものとし、利用料金の返金等の責を負わないものとします。
3. 当社は、「割引サービス」にお申込みいただいた会員を、標準規約および本個別規約にご同意いただいたものとみなします。また特に「ぶららオフィスパック」お申込においては、当社が別に定める「接続サービス」「ビジネスホームページサービス」「独自ドメイン登録管理サービス」それぞれの個別規約にご同意いただいたものとみなします。「ビジネスパック」お申込においては、当社が別に定める「接続サービス」又は「ビジネスサーバ」又は「アカデミックサーバ」「ビジネスサーバ」プラン「独自ドメイン登録管理サービス」それぞれの個別規約にご同意いただいたものとみなします。

### 第4条(料金)

1. 割引サービスの利用料金額及び支払い方法は、標準規約第13条、14条に従い、その具体的な方法については同規約第7条に定める方法で通知されるものとします。
2. 「超特プラン」について特に以下に規定します。
  - (1) 利用料金の請求は、毎月末時点の契約ユーザID 数等に当該契約サービスプラン毎に定める月額利用料金を乗じた方法で1 ヶ月毎に算出し、当社より会員に一括で請求し会員はこれを支払うものとします。
  - (2) 契約後、契約ユーザID 数の削減により、月末時点で当該契約サービスプランにおいて定める最低契約ID 数に満たない場合は、当該サービスプランの最低契約ユーザID 数に当該月額利用料金を乗じた金額を請求するものとし、会員はこれを支払うものとします。
3. 「ぶららオフィスパック」「ビジネスパック」について特に以下に規定します。
  - (1) 契約において、契約月途中でサービスプラン変更がある場合、変更後のサービスプランの月額利用料金と変更前のサービスプランの月額利用料金との間に発生する差額は、いずれか高額の月額利用料金を基準としたうえで全て会員の負担とします。
  - (2) 会員が「ぶららオフィスパック」「ビジネスパック」の一部のサービス解約を申請した際には、料金については標準規約第14条2項の定めに従います。また、翌料金月期間より自動的に残りの各サービスについての各利用契約が継続し、個別の利用料金を適用するものとします。
4. 「ぶららオフィスパック」「ビジネスパック」の契約期間が1年単位の場合、会員がその更新時に「ぶららオフィスパック」「ビジネスパック」の一部のサービスを解約する場合は、自動的に「ぶららオフィスパック」「ビジネスパック」の利用契約は終了となると同時に、残りの各サービスについての各利用契約が成立し、残りの各サービスについては「ぶららオフィスパック」「ビジネスパック」の料金は適用されず、個別の利用料金を適用するものとします。
5. 「ぶららオフィスパック」「ビジネスパック」の契約期間が月単位の場合、解約月は「ぶららオフィスパック」「ビジネスパック」の利用料金を適用し、翌月より自動的に「ぶららオフィスパック」「ビジネスパック」の利用契約は終了となると同時に、残りの各サービスについての各利用契約が成立し、個別の利用

料金を適用するものとします。

#### 第5 条(その他)

1. 会員は、標準規約に基づき退会あるいは会員資格を失った場合、「割引サービス」の利用は当然にできなくなるものとします。
2. 「割引サービス」の利用について本個別規約に定めのない事項は、標準規約が適用されるものとします。

#### 附則

本規約は2003 年7 月7 日より改定実施するものとします。  
本規約は2004 年12 月1 日より改定実施するものとします。  
本規約は2006 年2 月1 日より改定実施するものとします。  
本規約は2008 年3 月1 日より改定実施するものとします。  
本規約は2008 年6 月2 日より改定実施するものとします。  
本規約は2020 年3 月31 日より改定実施するものとします。  
本規約は2022 年7 月1 日より改定実施するものとします。